

第23回 Jークレジット制度運営委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：令和3年8月3日（火）10：00－12：00

場 所：経済産業省 別館6階 626会議室および WEB 会議にて開催

委 員：山地委員長、二宮副委員長、大塚委員、後藤委員、須藤委員、谷川委員、新美委員、西尾委員、橋本委員、丸山委員

事務局：環境省：井上室長
経済産業省：内野企画官
農林水産省：古藤課長補佐
林野庁：魚住課長補佐
みずほリサーチ&テクノロジーズ（株）：荻田上席主任コンサルタント、
桂コンサルタント

【審議事項】

1. 運営委員会の書面開催ケースの限定に係る規定の廃止をするための実施要綱の改定についての審議
 - ・運営委員会の書面開催を、ケースを特定せず必要に応じて実施することを可能とするよう、実施要綱を改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱の改定を承認した。
2. 認証対象期間を最大 2030 年度末までとする規定の廃止をするための実施要綱の改定についての審議
 - ・Jークレジット制度に登録されるプロジェクトの認証対象期間を最大 2030 年度末までとする規定を廃止することについて事務局より説明した。審議の結果、実施要綱の改定を承認した。
3. 審査機関が希少な分野での「審査機関の暫定登録」の拡大をするための実施要綱の改定についての審議
 - ・ISO 14064-2 に対応する 14065 認定を取得して本制度に登録された機関が 1 機関に満たない認定分野（「GHG の吸収プロジェクト（森林）」を除く）に限り、他分野の ISO 14064-2 に対応する ISO14065 認定を取得している機関を、2023 年 3 月 31 日を期限に、本制度における審査機関として暫定的に登録可能とすることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱の改定を承認した。

4 プログラム型プロジェクトにおける方法論共通要件の部分的解除についての審議

- ・プログラム型プロジェクトに係る、実施規程における方法論共通要件を部分的に解除し、太陽光発電及びその自家消費を促進する設備との組み合わせや、太陽光発電とコージェネレーションの組み合わせを認めることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施規程の改定を承認した。

5 生産設備方法論への工業炉方法論および乾燥設備方法論の統合についての審議

- ・「生産設備（工作機械、プレス機械又は射出成型機）の更新」「工業炉の更新」「乾燥設備の更新」の3方法論を「生産設備の更新」へ統合し、かつ対象とする生産設備にダイカストマシンを加えることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

6 地位のモニタリングにおける航空機からのリモートセンシングの容認についての審議

- ・森林管理プロジェクトにおける地位の特定のためのモニタリングに関して、航空機からのリモートセンシング（レーザ測定等）も認めることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案されたモニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）の改定を承認した。

7 「森林の保護」実施時の森林状況確認の義務化、主伐の定義明確化および排出量算定における伐採率の反映についての審議

- ・方法論「森林経営活動」について、森林の保護を実施する際に森林の状況を確認する旨の注記を加えること、主伐の定義を明確化すること、主伐時の排出量算定において伐採届に記載されている伐採立木材積を使用可とすること等について、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

8 バイオ炭プロジェクトにおける認証対象期間の考え方の明確化についての審議

- ・方法論「バイオ炭の農地施用」について、実施要綱で求めている認証対象期間の考え方が当てはまらないことから、同方法論に限っては認証対象期間を設定しないことについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱および方法論の改定を承認した。

【報告事項】

9 ISO 14064-2 改定による影響についての報告

- ・ ISO 14064-2 の改定について、今回の改定内容がJ-クレジット制度に影響しないことを事務局より報告した。

10 J-クレジット制度の最近の動向

- ・ J-クレジット制度の最近の動向について、事務局より説明した。

11 J-クレジット活性化に向けた最近の検討状況について

- ・ J-クレジット活性化に向けた最近の検討状況について、事務局より説明した。

【審議事項】

1. 運営委員会の書面開催ケースの限定に係る規定の廃止をするための実施要綱の改定についての審議

特段のご意見・ご質問なし

2. 認証対象期間を最大 2030 年度末までとする規定の廃止をするための実施要綱の改定についての審議

(二宮副委員長)

- ・森林管理プロジェクトでは、認証対象期間中およびその終了後 10 年間にわたり、永続性担保措置を取ることを事業者に求めているところ。今回の認証対象期間を 2030 年度までとする規定を撤廃したことも踏まえて、永続性担保措置を終了後 10 年間から、さらに延ばす必要があるのではないか。

(事務局)

- ・ご指摘いただいた点も含めて、今後の運営委員会の検討項目としたい。

(大塚委員)

- ・政府が 2050 年カーボンニュートラルを目標として掲げていることから、2050 年をもって J-クレジット制度は役割を終えるのではないかと踏まえると、制度文書上にて 2050 年以降も恒久的に制度が継続するように取れる表現は好ましくはないのではないかと。

(事務局)

- ・2030 年度以降の J-クレジット制度のあり方については、今後の運営委員会における検討項目としたい。なお、本会合の資料において、恒久的に制度が継続することを規定する趣旨の改定ではないことを明記している。

3. 審査機関が希少な分野での「審査機関の暫定登録」の拡大をするための実施要綱の改定についての審議

(二宮副委員長)

- ・当該分野における審査の力量有無の確認が取れていない審査機関が審査を行うこととなり、制度の信頼性やクレジットの品質維持の観点から本来は望ましくない改定であると考えている。しかしながら、制度運用上の事情を考慮して、飽くまで緊急的な措置として、2022 年度末を期限とした暫定的な運用には同意する。一方で、期限内に当該分野において審査機関が正式に登録されなければ、本改定を行った意味がないため、審査機関に正式登録するように促すような具体的な働きかけを行っていただきたい。

(後藤委員)

- ・審査機関に正式登録するように促すような働きかけの方針が抽象的である。どのような働きかけを検討しているのか。

(須藤委員)

- ・審査機関に正式登録するように促すような働きかけを行う際に、正式登録をしたことで審査機関が利益を享受できるようなインセンティブ等は検討しているのか。

(事務局)

- ・働きかけの具体的な方策は、今後検討していく。なお、昨年度J-クレジット制度の審査機関として正式登録されたソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社は、事務局より働きかけを行った結果、正式登録に至った経緯があるところ。また、審査機関への直接的なインセンティブは検討していないが、既に事業者への審査費用の支援という形で制度への参加者を増やすことで間接的に支援を行っている。

(山地委員長)

- ・事務局の提案について承知した。

4 プログラム型プロジェクトにおける方法論共通要件の部分的解除についての審議

(新美委員)

- ・改定内容については賛成であるが、プログラム型プロジェクトにおいては、プロジェクト運営・管理者が取りまとめられた個々の活動を適切に管理できるかが重要である。何をもち管理ができているかを何らかの形で示すべきではないか。

(事務局)

- ・事業者がどのように管理を行えばよいか、制度文書中の「解説」に、必要に応じて加筆することを検討している。

(二宮副委員長)

- ・複数方法論を組み合わせることによるシナジー効果はどのようなものが考えられるか。また、排出削減量算定にあたってはそれぞれの方法論に基づき、個々にベースラインを設定し、それぞれに算定された個別の排出削減量を合算してプロジェクト全体の排出削減量を算定すると理解してよいか。

(事務局)

- ・太陽光発電設備が設置している家庭が、電気自動車を所有した場合、電気自動車への充電によって自家消費量が増えることをシナジー効果の一例として想定している。また、排出削減量の算定にあたっては、方法論ごとに排出削減量の算定を行う。

(山地委員長)

- ・事務局の提案について承知した。

5 生産設備方法論への工業炉方法論および乾燥設備方法論の統合についての審議

特段のご意見・ご質問なし

6 地位のモニタリングにおける航空機からのリモートセンシングの容認についての審議

(丸山委員)

- ・本改定によってモニタリングが簡略化されることで、大規模な森林を一括でモニタリングできるようになり、森林管理プロジェクトの登録が進み、認証量が増加することを期待している。

7 「森林の保護」実施時の森林状況確認の義務化、主伐の定義明確化および排出量算定における伐採率の反映についての審議

(橋本委員)

- ・主伐や択伐、更新伐は、対象となる区画の森林のすべてを伐採するわけではない。そのため、認証期間中に主伐や択伐、更新伐が行われた場合、その後もその区画に残存する森林の吸収量の算定をすべきではないだろうか。

(事務局)

- ・現行制度上では、主伐や択伐、更新伐が行われた区画は、森林がなくなるという整理である。なお、その後に植林が行われた場合は、植林された森林の吸収量のみが評価されるような計算方法となっている。そのため、ご指摘の通り、主伐や択伐、更新伐を行った際に伐採されなかった森林の吸収量を評価するすべはない。一案としては、既存の小班を主伐や択伐、更新伐を行う小班と行わない小班へ分割する形で森林経営計画の変更を行い、併せてプロジェクト計画書の変更手続きを行うことで、残存する森林を評価できるようにする手法が考えられる。実際にどのような手法とするかは、今後の検討課題としたい。

(山地委員長)

- ・事務局の提案について承知した。

8 バイオ炭プロジェクトにおける認証対象期間の考え方の明確化についての審議

(須藤委員)

- ・農地法で定められた農地への施用に限定されているが、林地や草地への施用も考慮すべきではないだろうか。

(事務局)

- ・方法論策定にあたり、日本国温室効果ガスインベントリ報告書において計上の対象としていたのが農地におけるバイオ炭の施用であったこと、およびバイオ炭が施用されたことを確認できる証跡として全国農地ナビ等の環境が整備されていたことも踏まえ、農地へのバイオ炭の施用をまずは第一歩として行ったもの。農地以外への施用に関しては、事業者からの意見や制度を取巻く周辺動向も踏まえて、検討を進めたい。

(山地委員長)

- ・事務局の提案について承知した。

【報告事項】

9 ISO 14064-2 改定による影響についての報告

(二宮副委員長)

- ・ISO14064-2 の改定において、日本国内において ISO14064-2 を運用する制度としては最も大きいJ-クレジット制度の事務局から制度運営を踏まえたフィードバックを行ったのか。

(事務局)

- ・制度運営を踏まえたフィードバック等は行っていない。

(西尾委員)

- ・本改定に基づいて、用語・定義の改定を含めた特段の対応は必要なかったということか。

(事務局)

- ・ご理解の通り。

10 J-クレジット制度の最近の動向

(須藤委員)

- ・温対法への活用量が多く、自己活動を含めたオフセット量が少ないのは、まだ第1四半期であるためか。(須藤委員)

(事務局)

- ・まだ第1四半期であること、および温対法と海外イニシアティブに重複して報告しているケースが多いことが要因である。トータルで見た場合、比率は昨年度と比べて違いはない。

(須永委員)

- ・排出削減を行ったことへのインセンティブという点で本制度への重要性は高まりつつあることが伺える。

(大塚委員)

- ・認証量に対する無効化・償却量に関して、吸収系の無効化・償却率が低いのは、クレジット単価が高いためか。

(事務局)

- ・排出削減量の報告という活用方法で見た場合は他クレジットと比較して優位性が見いだせない中、単価の高い吸収系プロジェクト由来クレジットの活用は進みづらいと思われる。一方で、炭素固定に関する議論が進みつつある状況を踏まえると、長期的には吸収系プロジェク

ト由来クレジットのニーズは高まる可能性も考えられる。

11 Jークレジット活性化に向けた最近の検討状況について

(大塚委員)

- ・ ご説明いただいた非化石証書との連携について進展がありましたら報告していただきたい。また、事業者の利便性向上のためにも、Jークレジット制度のデジタル化は是非推進していただきたい。

(橋本委員)

- ・ 制度の永続性確保に向けた改善が必要とあるが、具体的な検討方針を教えてください。

(後藤委員)

- ・ 中小企業にとって、Jークレジット制度は排出削減を進める上でのインセンティブを与える制度と考えている。商工会議所としても、中小企業に本制度を周知していきたい。

(西尾委員)

- ・ 事業者の負担を軽減するために、類似制度との連携を積極的に進めるべき。

(事務局)

- ・ 非化石証書との連携については進捗があり次第、ご報告させていただく。Jークレジット制度のデジタル化は粛々と進めさせていただく。永続性担保措置改定の検討にあたっては、本制度が2030年度以降も継続することを踏まえて進める予定である。事務局としても、中小企業への周知を積極的に進めたい。併せて、他制度との連携も進めていきたい。

以上
文責：事務局